

一般社団法人日本脳神経外科学会中部支部運営細則

平成17年4月9日改正

平成21年4月11日改正

令和3年9月18日改正

(目的)

第1条 この細則は、社団法人日本脳神経外科学会(以下、「この法人」という。)中部支部(以下、「この支部」という。)の定款に定められた事項のほか、この支部運営に関し必要な事項を定める。

(会員)

第2条 この支部の会員はこの法人の会員細則に定める会員で、この支部の管轄地域(静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県)に所在する施設に勤務または在住する者とする。

2 この支部の会員は支部正会員、支部名誉会員、支部特別会員、支部名誉理事とする。

3 支部正会員は次の各号に定める者とする。

- (1) この支部が管轄する地域に勤務または在住するこの法人の正会員
- (2) この支部が管轄する地域に勤務または在住する脳神経外科学領域の業務に従事する医師または研究者で、この支部に入会した者

4 支部名誉会員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この支部が管轄する地域に勤務または在住するこの法人の名誉会員
- (2) 支部学術集会会長経験者ならびにこの支部に特に功労があった者で、会員からこの支部長に推薦され、この支部の理事会、総会にて承認された者

5 支部特別会員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この支部が管轄する地域に勤務または在住するこの法人の特別会員
- (2) 病院の脳神経外科部長等として活躍し、この支部の発展に貢献したもので、退官後に会員からこの支部長に推薦され、この支部の理事会、総会にて承認された者

6 支部名誉理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この支部が管轄する地域に勤務または在住するこの法人の名誉会員
- (2) この支部の支部長として支部を統括したもので、退任後に会員からこの支部長に推薦され、この支部の理事会、総会にて承認された者
- (3) 支部名誉理事は理事会に出席できるが、議決権、選挙権はもたない。

(支部客員会員)

第3条 支部客員会員は次に掲げる者とする。

この支部が管轄する地域に勤務または在住したこの法人の会員で、海外において脳神経外科の進歩に特に貢献した者(日本人)で、会員からこの支部長に推薦され、この支部の理事会、総会にて承認された者

第4条 第2条、第3条に定める、名誉、特別、客員会員の推薦にあたっては、経歴及び社員による推薦状を添付する。

第5条 会員資格の喪失は、この法人の定款第6条に定める、この法人の会員資格喪失に加え、転任、退任などに伴い、支部管轄地域外に移動した場合とする。

(入会日)

第6条 この支部の正会員および賛助会員の入会日は、入会申込書をこの法人の理事長が受理し、かつ当該年度会費の納入が確認できた日とする。

(退会日)

第7条 この支部の会員の退会日は、この法人の定款第10条に定める退会届出書の退会年月日欄に記載してある日とする。ただし、退会日は退会届出書の提出日より遡ることはできない。

(役員)

第8条 この支部の定款第7条に基づき次の役員を置く。

(1) 支部理事

(2) 支部監事

2 支部理事候補は原則としてこの支部の管轄地域に所在する大学の脳神経外科教授とし、支部総会で選任する。

3 支部監事候補は原則として支部学術集会会長経験者から選出することとし、支部総会で選任する。

(代議員)

第9条 この支部の定款第8条に基づき支部代議員を置く。

2 支部代議員は原則としてこの法人の代議員選任細則のよって選任された中部支部の代議員とする。

3 代議員任期途中の退任などで欠員が生じた場合は、日本脳神経外科学会代議員補欠より選出する。補欠として選任された支部代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 代議員が支部理事または監事となった場合は、この支部の定款第16条第2項により代議員欠員となり、当該支部理事または監事の推薦により補充することができる。補充された支部代議員の任期はこの支部の定款第17条第2項に従う。

(会議)

第10条 支部理事会は支部理事をもって組織し、支部監事の監査を受ける。

2 支部総会は支部社員(支部役員、支部代議員)をもって組織する。

3 支部総会の議長は、会議のつど、出席支部社員の互選で定められ、議事に先立ち、出席社員の中から2名の議事録署名人を選任しなければならない。

4 支部社員以外の正会員または名誉会員が支部総会に出席する場合は、事前に支部長に届け出て承認を得なければならない。

- 5 支部長は、必要と認める時、支部総会の承認を得て、前項に規定する者以外の者を理事会および支部総会に出席させ、意見を聴取することができる。

(学術集会)

第11条 学術集会の主催者は支部理事会の議決を経、支部総会で決定され、学術評議員会に報告されなければならない。

- 2 学術評議員は学術集会の主催者候補を理事会に提案することができる。
- 3 学術集会は原則年2回とし、発表は原則会員に限る。発表者の規定については別に附則を定める。

(公開講演会等)

第12条 この法人の支部細則第8条、この支部の定款附則第7号に基づき、支部主催の市民セミナー(公開講演会)等を開催しなければならない。

(会費)

第13条 支部正会員はこの法人の支部細則第6条、附則第6項の定める支部会費を毎年納入しなければならない。

2 この支部定款細則第2条、第3条に定める、名誉、特別、客員会員に承認された者に対しては、支部年会費を免除する。並びに70歳以上の正会員の会費納入を免除とする。

(細則の変更)

第14条 この細則は支部理事会の議決を経、支部総会の承認を受けなければ変更することができない。

附則

1. 第11条3項附則

- 附則 1. 会員以外の発表は原則禁じられている。発表者が研修医、留学生の場合には、会員として登録の手続きをあらかじめ行っておくこと。ただし、この場合、参加費は免除となる。
2. 上記手続きを行わずに発表した場合には、優秀発表審査対象外とするとともに、所属施設に対して訓告と事後登録を求める。

2. この細則は平成21年4月11日から施行する。

3. 第13条第2項附則

満70歳以上の正会員の会費納入免除は、令和3年(2021年)度から実施する。